

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年3月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

包括外部監査分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (3年度)	令和5年度の措置状況	担当課
<p>【意見73】(報告書157～158 ページ)</p> <p>現金預金紛失リスクや事務負担軽減のため給食費の公会計化等を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 学校給食費の公会計化には、以下のように現状の私費会計による問題点を解消する効果があるとともに、公会計化に伴って検討すべき課題もあると考えられる。</p> <p>○公会計化により期待される主な効果</p> <p>a. 教職員の負担軽減 徴収や入出金業務、督促業務等の給食費に係る業務が軽減されることにより、子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質の向上に資する。</p> <p>b. 徴収・管理業務の効率化 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。その他、各学校での現金預金の取扱高や通帳を削減することとなり、紛失リスク等も含めた管理コストの削減が見込まれる。</p> <p>c. 給食費会計の透明性向上 公会計化によって、給食費に係る収支が予算に計上され、予算と実績の差が明らかになる他、明確に監査の対象となり透明性の向上につながる。</p> <p>d. 給食費負担の公平性向上 保護者からの事前の相談や督促の経過に応じた法的措置等、未納への対応を市が一元的に管理してより確実に徴収することで、給食費を適正に納めている者とそうでない者との不公平感を解消できる。</p> <p>○公会計化に伴い検討すべき課題</p> <p>a. 市職員の業務量増加への対応、及びシステム導入に伴う諸費用の発生 給食費に関わる徴収金管理や未納対応等の業務を市が行うことで、専任・併任者を確保する必要がある。また、会計を円滑に進めるために新たなシステムの導入や既存のシステムの変更等を検討する必要があり、予算も含めた関係部局との連携等が必要となる。</p> <p>b. 納付方法 保護者の利便性を向上させ、徴収率の維持向上を図るため、給食費の納付方法の多様化(コンビニエンスストアでの納付を可能にする、児童手当から徴収する等)を検討することが必要となる。</p> <p>c. 公会計化の範囲 学校集金は大きくは、学年(学級)費・給食費・修学旅行費等から成るが、給食費のみを公会計化したとしても、学年(学級)費・修学旅行費等に係る徴収が現状どおりであると、学校集金の徴収業務及び督促業務がなくなるわけではないため、教職員の負担軽減にどの程度つながるかが不透明な部分もあり、公会計化を行う範囲の検討が必要となる。</p> <p>上記の公会計化等に伴う効果及び検討すべき課題を踏まえると、学校給食費の公会計化等について、十分に議論を行い、必要に応じて教育現場や他の地方公共団体の実態を調査する等、公会計化等について検討を行うべきである。また、文部科学省のガイドライン等で学校給食費の公会計化等の推進が強く期待されていることから、給食費の公会計化等の導入について、現金預金の紛失リスクや教職員の事務負担の軽減の観点から積極的に検討を行うべきである。</p>	<p>公会計化により未納が減った自治体もあるが、本市と同規模の自治体では、公会計化直後から未納額が増加し、管理・徴収に係る業務負担が増加したとの事例もあることから、今後の公会計化の在り方について、他市の先行事例を参考にするとともに関係部局との調整や教育現場の実態把握に努める中で、効果的で効率的な実施方法について引き続き検討していく。</p>	<p>給食費については公会計化に向けて、引き続き、公会計化の在り方について、他市の先行事例を参考にするとともに教育現場の実態把握に努める中で、効果的で効率的な実施方法について検討している。</p> <p>修学旅行費など他の学校集金については、児童・生徒の希望を反映するなど学校ごとに管理することが適していると判断し、公会計化の検討範囲には含まれない。</p>	<p>保健給食課</p>